

公益財団法人奈良県スポーツ協会功労賞授与規程

第1条 第15回県民体育大会及びオリンピック東京大会を記念して、新たに功労賞を設ける。

第2条 次の各号何れかに該当する者に功労賞を授与する。ただし、同一人の表彰は1回限りを原則とする。

- (1) 45歳以上の者で20年以上体育及びスポーツの振興と奨励に努力し特にその功績顕著なる者
- (2) オリンピック並びに、これに相当する国際競技会に出場の選手を育成した者

第3条 この表彰は毎年1回行うものとする。

第4条 受賞者は加盟団体の推薦に基づき選考委員会の議を経て会長之を決定する。ただし、各加盟団体の推薦は、毎年2名以内とする。

第5条 選考委員は会長が委嘱する。

第6条 表彰は年度の第76回奈良県民スポーツ大会総合開会式にあわせて行う。

附 則

この規程は、昭和39年3月29日から施行する

この規程は、昭和52年4月 1日から施行する

この規程は、平成13年4月 1日から施行する

この規程は、平成25年4月 1日から施行する

この規程は、令和 2年4月 1日から施行する

この規定は、令和 6年4月 1日から施行する